

■ 予防接種を受けましょう

麻しん風しん予防接種

麻しん・風しんは乳幼児期にかかりやすいため、1歳のお誕生日がきたらなるべく早く第1期を接種し、さらに高い予防効果を得るために、小学校入学前の1年間に第2期を接種しましょう。

〈令和7年度対象者〉

【第1期】生後12か月～24か月未満

【第2期】平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ ⇒ 4月に個人通知しています。

接種期間：令和8年3月31日まで

●麻しんまたは風しんにかかった方でも、接種が可能です。

日本脳炎予防接種

〈令和7年度に接種が推奨される方〉

平成28年4月1日～平成29年3月31日生まれ ⇒ 誕生月の翌月に個人通知しています。

●特例対象者について

特例対象者(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ)で接種を希望される方は、20歳になる前日までに残りの回数を無料で受けることができます。予診票のない方は発行いたしますので、下記までご連絡ください。

【問】国保・健康課 ☎(0879)26-9908

■ 年金相談(予約制)

基礎年金番号がわかるものなどをお持ちください。(代理人の場合は委任状が必要となる場合があります)

7月15日(火)10:00～15:00 津田公民館第3講座室

【問】街角の年金相談センター高松オフィス ☎(087)811-6020(平日8:30～17:15)

7月24日(木)10:00～15:00 市役所本庁附属棟多目的室

【問・申】高松東年金事務所お客様相談室 ☎(087)804-0508(平日8:30～17:15)

日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料の免除・納付猶予制度 をご存じですか？

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により納付が免除または猶予される制度があります。また、失業した場合は、雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証などがあれば特例免除制度を利用できます。

(1) 免除

(全額免除・一部免除)

本人、世帯主および配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。

(2) 納付猶予申請

50歳未満の方で本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

(3) 学生納付特例申請

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。学生証(コピーでも可)の提示が必要です。

免除の種類 (月々の保険料)	所得基準の目安	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族等の数+1)× 35万円+32万円	2分の1が反映
4分の3免除 (4,380円)	88万円+扶養親族等控除額+ 社会保険料控除額等	8分の5が反映
半額免除 (8,760円)	128万円+扶養親族等控除額+ 社会保険料控除額等	8分の6が反映
4分の1免除 (13,130円)	168万円+扶養親族等控除額+ 社会保険料控除額等	8分の7が反映

【問】ねんきん加入者ダイヤル
高松東年金事務所

☎(087)8613866
☎(0570)003004